

# 改正JAS法について

(平成18年3月1日施行)

## ◆ 改正JAS法のポイント ◆

- ① 流通JAS規格の制定が可能に
- ② 登録認定機関は民間の第三者機関に移行
- ③ 登録格付機関等による格付を廃止
- ④ JASマークを貼付できる者の範囲を拡大



農林水産省

# 目次

---

1	JAS制度の概要	1
	豆知識「JAS」	1
	・JAS規格制度	2
	豆知識「農林物資規格調査会（JAS調査会）」	2
	・品質表示基準制度	3
	豆知識「食品の表示に関する共同会議」	3
2	改正JAS法の概要	4
	・流通JAS規格の制定が可能に	4
	・登録認定機関は民間の第三者機関に移行	4
	豆知識「独立行政法人 農林水産消費技術センター」	4
	・登録格付機関等による格付を廃止	5
	・JASマークを貼付できる者の範囲を拡大	5
	・登録認定機関（登録外国認定機関）に関係すること	6
	豆知識「ISO/IECガイド65」	7
	・認定事業者に関係すること	8
3	経過措置	10
4	JAS制度についてのお問合せ先	10

# 1 JAS制度の概要

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)(JAS法)は、以下の目的のために制定されました。

## 農林物資の

- 規格を制定・普及させることによって、
  - ①品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化、④使用又は消費の合理化を図る
- 品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資する



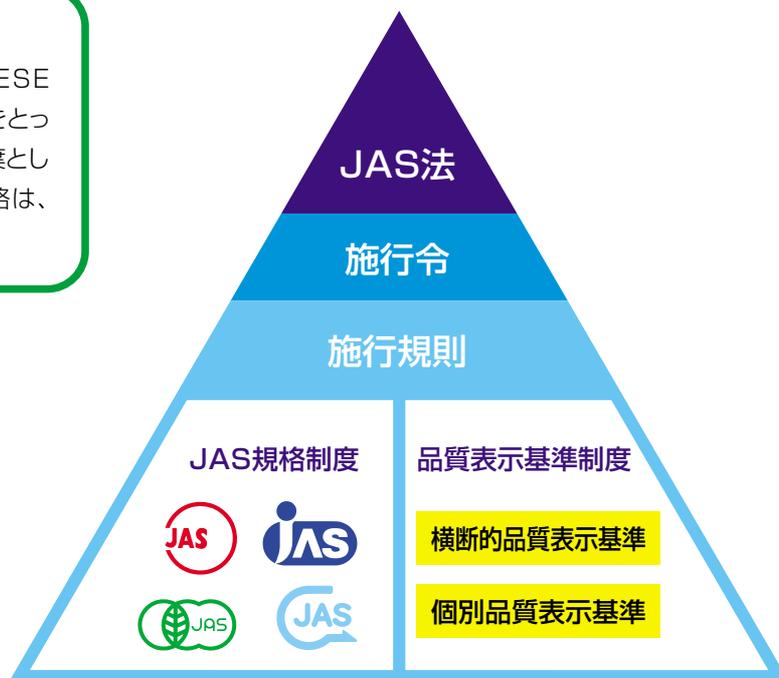
公共の福祉の増進に寄与する



### 豆知識「JAS」

JASとは、日本農林規格の英訳「**J**APANESE **A**GRICULTURAL **S**TANDARD」の頭文字をとった略称ですが、現在では制度全体をあらわす言葉として使われ、個々の物資についての日本農林規格は、JAS規格と呼ばれています。

JAS制度は、昭和25年に農林物資規格法としてスタートし、昭和45年に品質表示基準制度を加えて現在の形となりました。現在は、「**JAS規格制度**」と「**品質表示基準制度**」の2つの制度から成っています。



また、社会情勢等を鑑みて、制度の改正・見直しが行われています。

#### 【平成11年7月の改正】

食品表示の充実・強化、有機食品の検査認証・表示制度の創設、JAS規格制度の見直し

#### 【平成14年6月の改正】

品質表示基準違反者に対する公表の迅速化、罰則の強化

# JAS規格制度

JAS規格制度とは、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークを貼付することを認める制度です。

- JAS規格は、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定して制定します。規格の制定等に当たっては、必ず、消費者、生産者、実需者、学識経験者等から構成される「農林物資規格調査会（JAS調査会）」の議決を経なければなりません。
- JAS規格は、一般に、①適用の範囲、②定義、③基準、④測定の方法から構成されますが、社会ニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため、既存のJAS規格については**5年以内に見直し**を行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見通しに加え、国際的な規格（コーデックス規格等）の動向を考慮しています。
- JAS法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く①飲食品及び油脂、②農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（①に掲げるものを除く。）であつて政令で定めるもの（一般材、合板、生糸等）をいい、これに該当するものであればJAS規格を制定することができます。
- 改正前のJAS法において、JAS規格を定めることのできる基準としては、
  - ① 品位、成分、性能その他の品質についての基準
  - ② 生産の方法についての基準の2基準が存在します。（改正後については4ページ 参照）
- 平成18年8月現在、71品目について218規格が定められています。
- JAS規格が定められた品目について、その該当するJAS規格に適合していると判定することを格付といい、格付を受けた製品にはJASマークを貼付することができます。この**格付を受けるかどうかは製造業者等の自由に任されており**、JASマークの貼付されていない製品の流通にも制限がないため、JASマーク制度の普及は基本的にJASマークにより品質を保証された製品が市場において消費者等に好まれ、選択されることにかかっています。
- 改正前のJAS規格制度において飲食品、林産物等にJASマークを貼付する仕組みは、次のとおりです。
  - ① 登録格付機関等による格付  
都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター又は農林水産大臣により登録された登録格付機関が一般事業者から持ち込まれた製品等を検査し、JAS規格に適合する場合には、JASマークを貼付。
  - ② 登録認定機関等から認定を受けた製造業者等による格付  
農林水産大臣又は農林水産大臣により登録された登録認定機関が製造業者等の生産・品質管理体制を審査してJAS規格適合品を製造できることを確認のうえ、当該製造業者等を認定。認定を受けた製造業者等が、JAS規格に適合している農林物資にJASマークを貼付。（改正後については5ページ参照）。



## 豆知識「農林物資規格調査会（JAS調査会）」

農林物資規格調査会は、JAS規格及び品質表示基準を審議するものとして、20人以内の委員で組織され、農林水産大臣が任命することとなっています。

また、審議に際しては、実質的に利害関係を有する者の意見を反映させるように行っているとされていることから、幅広い分野から委員を任命することとしており、平成18年8月現在、学識経験者4名、生産者代表4名、流通業者代表5名、消費者代表6名が任命されています。

# 品質表示基準制度

品質表示基準制度とは、農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示を全ての製造業者又は販売業者等に義務付ける制度です。

- 食品に対する消費者の関心の高まり等から、消費者の商品の選択の目安となる情報を正確に伝える必要があるため、平成11年のJAS法改正により、一般消費者向けの全ての飲食料品について横断的な品質表示基準が定められました。
  - ① 生鮮食品品質表示基準
  - ② 加工食品品質表示基準このほか、遺伝子組換え食品に関する品質表示基準が定められました。
- 品質表示基準は飲食料品の各品目の特性に応じ、追加的に定めることもできます。
- 平成18年8月現在、54の個別品質表示基準が定められています。

## 《生鮮食品の表示》

- 生鮮食品に必要な表示事項は、「名称」と「原産地」の2点です。
- 水産物は、「名称」「原産地」のほかに、「水産物品質表示基準」に基づき、
  - ① 冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」
  - ② 養殖されたものである場合は「養殖」と表示しなければなりません。
- 玄米及び精米（容器に入れ、包装されたものに限る。）は、「玄米及び精米品質表示基準」に基づき、「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」を、定められた様式により、容器又は包装の見やすい箇所に表示します。
- これらの表示事項は、容器又は包装の見やすい箇所や商品に近接した掲示等、消費者の見やすい場所に表示します。
- なお、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む）し、生産したその場で消費者に直接販売する場合、又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合は、名称・原産地を表示する必要はありません。

## 《加工食品の表示》

- 加工食品に必要な表示事項は、「名称」「原材料名」「内容量」「賞味（消費）期限」「保存方法」「製造業者等の氏名又は名称及び住所」の6点です。（場合によっては表示事項を省略できることがあります。）
- また、産地名が加工地を示すのか原料の産地を示すのか不明確な表示は禁止されるとともに、生鮮食品に近い20の加工食品群に原料原産地表示が義務付けられています。
- これらの表示事項は、容器又は包装の見やすい箇所に原則一括して表示する必要があります。
- なお、飲食料品を製造若しくは加工し、消費者に直接販売する場合、又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合は、名称、原材料等を表示する必要はありません。



## 豆知識「食品の表示に関する共同会議」

現在の食品の表示については、JAS法以外に食品衛生法などでもルールが定められており、複雑で分かりにくい等の問題が指摘されています。

このため、平成14年12月に農林水産省のJAS調査会と厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の共同で「食品の表示に関する共同会議」が設置され、JAS法及び食品衛生法に基づく表示項目、表示方法等について検討を行っています。

## 2 改正JAS法の概要

平成18年3月1日から改正JAS法が施行されました。改正の主な内容は以下のとおりです。

### ● 流通JAS規格の制定が可能に

民間の高度な流通管理を促進するとともに、流通方法に特色のある農林物資についての消費者の選択に資するため、**流通の方法についての基準**を内容とするJAS規格の制定が可能となりました。

#### 改正後

#### 改正前

- ① 品位、成分、性能等の品質についての基準  
(果実飲料、しょうゆ、ドレッシング、合板、畳表など)
- ② 生産の方法についての基準  
(熟成ハム、地鶏肉、有機農産物、生産情報公表牛肉など)
- ③ 流通の方法についての基準 (法第2条第3項第3号)

### ● 登録認定機関は民間の第三者機関に移行

農林水産大臣又はその代行機関(改正前JAS法に基づく登録認定機関)がJASマークを貼付することができる製造業者等を認定する仕組みを、民間の第三者機関がこれを認定する仕組みへと移行するため以下の措置がとられました。

- ① 登録認定機関の登録に際し、行政の裁量の余地がない形での登録が可能となるよう、登録基準として国際標準化機構等が定める基準(**ISO/IECガイド65**)等が定められました。(法第17条の2)
- ② 登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、業務規程及び認定手数料の認可制が届出制に変更されるとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への**適合命令**及び**業務改善命令**が創設されました。(法第17条の10・11)
- ③ **登録外国認定機関についても同様の見直し**が行われるとともに、登録に際し、その属する外国がJAS制度と同等の制度を有することとしている要件が廃止されました。



#### 豆知識「独立行政法人 農林水産消費技術センター」

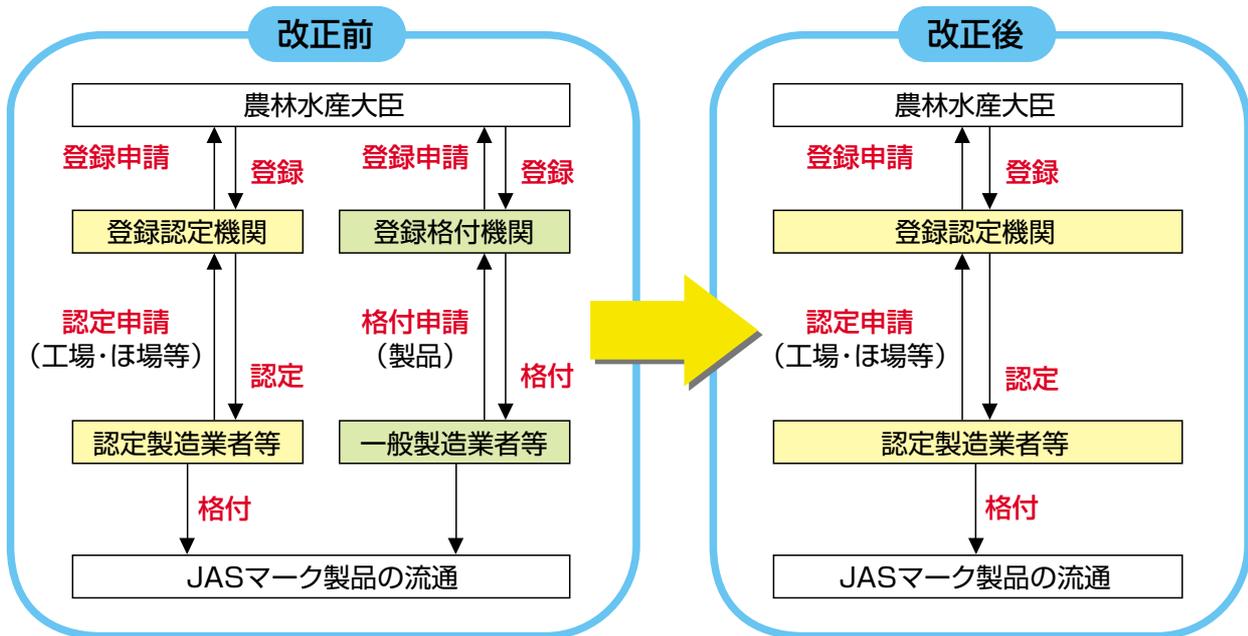
独立行政法人農林水産消費技術センターは、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査・分析・情報の提供等を行っている機関です。

また、JAS規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)や格付に関する技術上の調査・指導を行うほか、JAS規格の見直しの際の各品目の利用実態調査や品質実態調査を実施しています。

今回のJAS法改正により、同センターにおける格付は廃止(平成21年2月28日まで経過措置により生糸の格付を実施)されましたが、登録認定機関の登録時の調査(書類審査・実地審査)や農林水産大臣の命により立入検査を実施することとなっています。(法第16条第2項・第20条の2)

### ● 登録格付機関等による格付を廃止

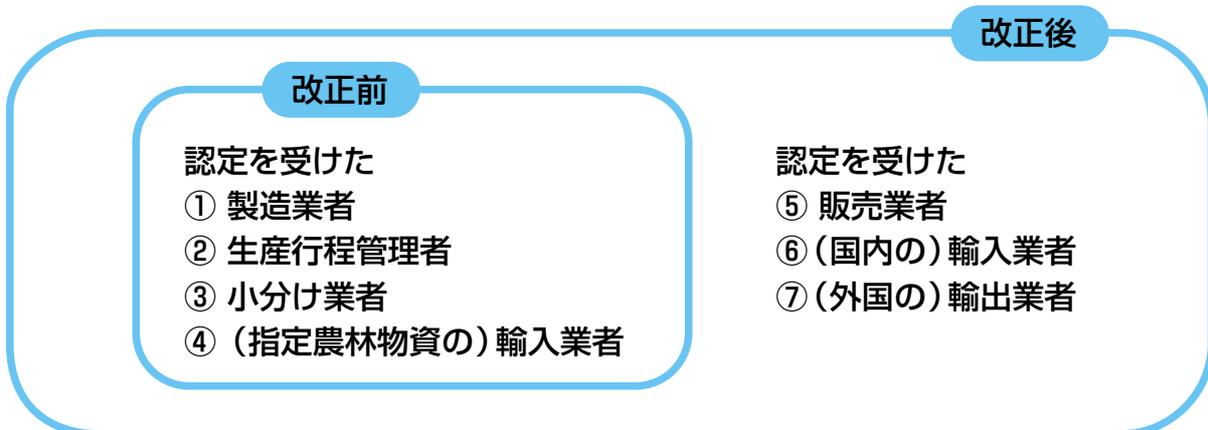
登録格付機関、都道府県及び独立行政法人農林水産消費技術センターによる格付を廃止し、登録認定機関から認定を受けた製造業者等がJASマークを貼付する仕組みに一本化されました。



### ● JASマークを貼付できる者の範囲を拡大

製造業者等に加えて、製造工程を管理し、かつ、製品がJAS規格に適合するかどうかの検査を行う能力を有する販売業者又は輸入業者も、登録認定機関の認定を受けてJASマークを貼付することができることとなりました。

また、日本へ農林物資を輸出する事業者も同様にJASマークを貼付することが可能です。



# 登録認定機関（登録外国認定機関）に関係すること

## ● 登録の基準（法第17条の2）

- ISO/IECガイド65に適合する法人であること
- 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等に支配されていないこと

## ● 業務の実施に際して新たに求められること

- 登録認定機関は、以下の①～⑨を含む認定に関する業務規程を定め、認定の業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければなりません。（省令第49条）
  - ① 事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域に関する事項
  - ② 認定を行う農林物資の区分（当該区分に含まれる農林物資のうち一部のものについて認定を行う場合にあっては農林物資の種類）
  - ③ 認定に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
  - ④ 認定の実施方法、認定の取消しの実施方法その他の認定に関する業務の実施方法に関する事項
  - ⑤ 認定に関する料金の算定方法に関する事項
  - ⑥ 認定に関する業務を行う組織に関する事項
  - ⑦ 認定に関する業務を行う者の職務に関する事項
  - ⑧ 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項
  - ⑨ その他認定に関する業務に関し必要な事項

（注）\*業務規程の届出は、法律上、登録認定機関が登録された後、認定に関する業務を開始する前までに行うように規定されていますが、登録申請時に併せて行うことも可能です。

\*業務規程は、省令第46条第1項の「認定に関する業務の方法に関する基準」に定められた内容に即して認定に関する業務が行われるよう定められる必要があります。

- 登録認定機関の認定に関する業務の方法に関するものとして、以下の①～④の基準が定められました。（省令第46条）
  - ① 認定の実施方法に関する基準

- ② 認定事項の確認に関する基準
- ③ 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準
- ④ 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準（9ページ参照）

○改正JAS法では、登録認定機関は農林水産大臣の代行機関ではなく、民間の第三者機関として、主体的に業務を行うこととなり、従来の業務に加え、認定の取消し等の処分も、その認定をした登録認定機関が行うこととなります。

○登録認定機関は、認定を行うことを求められたときには、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければなりません。（法第17条の5）

○登録認定機関は、認定に関する業務の事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、農林水産大臣に届け出なければなりません。（法第17条の6）

○登録認定機関は、認定に関する業務を休止し、又は廃止しようとするときは、6ヶ月前までにその旨を農林水産大臣に届け出なければなりません。（法第17条の8）

○登録認定機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事業所に備えて置かなければなりません。（法第17条の9）

## ● 留意点

○改正JAS法では、登録認定機関の有効期間は4年間（改正前は5年間）になります。（政令第4条）

なお、4年以内に登録の更新を行わない場合は、自動的に登録は失効します。

○登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について合併等があったときは、その事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人等は、その登録認定機関の地位を承継することができます。（法第17条の4）



## 豆知識「ISO/IECガイド65」

### 1 ISO及びIECについて

#### (1) ISO

- ① ISO (International Organization for Standardization:国際標準化機構)は、電気・電子分野を除くあらゆる分野の標準化を推進するため、各国の制度等について調査・研究を行い、国際規格の策定を行う国際機関(非政府機関)です。(設立:1947年、本部:ジュネーブ)
- ② ISOでは、1カ国から1機関のみ会員資格が認められており、日本からは、日本工業標準調査会(JISC)が1952年から会員として参加しています。
- ③ 2004年1月現在、148カ国が加盟しています。

#### (2) IEC

- ① IEC (International Electrotechnical Commission:国際電気標準会議)は、電気・電子分野の標準化を推進するため、各国の制度等について調査・研究を行い、国際規格の策定を行う国際機関(非政府機関)である。(設立:1906年、本部:ジュネーブ)
- ② IECでは、1カ国から1機関のみ会員資格が認められており、日本からは、日本工業標準調査会(JISC)が1953年から会員として参加しています。
- ③ 2004年10月現在、62カ国が加盟しています。

### 2 ISO/IECガイド65について

ISO/IECガイド65は、製品認証業務を行う第三者機関が適格であり、信頼できると認められるために遵守しなければならない一般要求事項(ISOとIECが共同で作成)です。その概要は、以下のとおりとなっております。

#### (1) 一般

- ・製品認証機関が業務を行う方針、手続及び運用は、差別的でないこと。

#### (2) 組織

- ・認証に関する決定は、当該評価の実施者以外の者が実施すること。
- ・認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源(人、もの、財)を保持すること。

#### (3) 運営、手続、記録等

- ・製品規格への適合性を評価するために必要な全ての手順を踏むこと。
- ・認証の授与、維持、取消し等の条件及び手続を定め、文書化すること。

#### (4) 内部監査

- ・計画的かつ体系的方法で全ての手順について定期的な内部監査を実施すること。

#### (5) 機密保持

- ・認証活動の過程において得られる情報の機密を保護するための適切な取決めを有すること。

#### (6) 要員

- ・要員(認証に必要な検査・審査を行う者、判定する者等)の適格性に関する最低限の基準を定め、各認証要員の関連する資格等の情報を保持すること。

等

# 認定事業者に関係すること

\*以下、認定に係る製造業者等、生産行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者を認定事業者という。

## ● 認定の基準

○農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定める製造業者等の認定の技術的基準に適合していること。

## ● 申請に際して必要なこと

- 平成18年2月28日以前から認定事業者として活動している事業者が、改正JAS法に基づく認定事業者として継続して活動する場合、平成21年3月1日までに認定を取得し直す必要があります。
- 認定を希望する者は、認定申請に必要な書類を登録認定機関に提出するとともに、登録認定機関ごとに定める認定手数料を納付します。

## ● 業務の実施に際して新たに求められること

○登録認定機関による認定事業者への調査が、下記の頻度で実施されます。

JAS規格の内容	認定事項の確認を行う期間
品位、成分、性能等の品質についての基準	おおむね1年とする。ただし、農林水産大臣が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
生産の方法についての基準	おおむね1年とする。

○登録認定機関が認定事業者を認定したときは、以下の①～④の事項を公表します。（省令第46条第1項第4号）

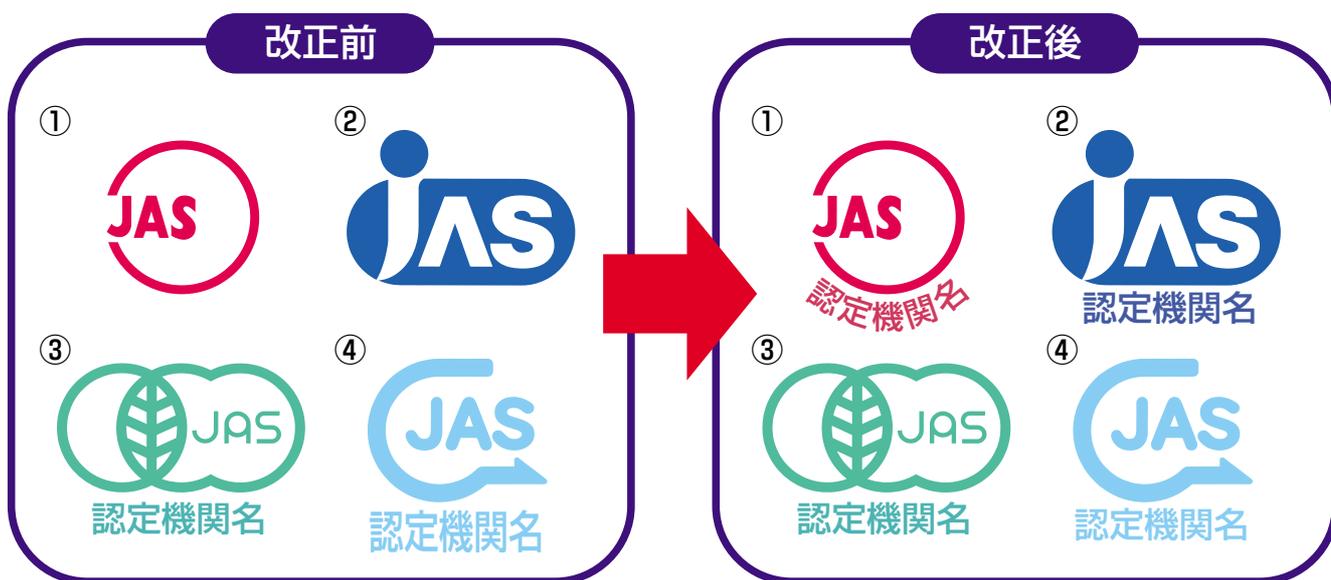
- ①認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ②認定に係る農林物資の種類
- ③認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
- ④認定の年月日

## ● 留意点

- 改正JAS法では、登録認定機関は農林水産大臣の代行機関ではなく、民間の第三者機関として、主体的に業務を行うこととなり、従来の業務に加え、認定の取消し等の処分も、その認定をした登録認定機関が行うこととなります。
- また、認定に係る国の直接の関与がなくなるため、登録認定機関の登録が取消しとなった場合は、当該登録認定機関の認定を取得している認定事業者も自動的に認定が失効となります。
- 改正JAS法では、認定事業者の承継に係る規定が削除されております。これは、制度の適正かつ円滑な運用の観点から、事業の譲渡等があった場合に、改めて認定の審査を行う方が望ましいと考えられるためです。
- 認定を取り消され、その認定の取消しの日から1年を経過しない者は、認定を取得することができません。（省令第46条第1項第1号）
- 改正前JAS法の認定事業者においては、3年間の経過措置期間がありますが、速やかに改正JAS法に基づく登録認定機関の再認定を受け、認定の技術的基準の維持を確認するための定期調査を受けることが望まれます。

## ● 格付の表示の様式

○改正JAS法に基づく認定を受けた事業者は、JASマークに認定機関名を併記すること。



- 認定機関名は、略称を記載することができます。
- 認定機関名の文字の高さは、③の有機JASマークを除き、規定がありません。  
③の有機JASマークは、マークの「JAS」の文字と同じ高さが求められています。
- ①のJASマークには、等級のあるものや様式の異なるものが存在するので、当該JAS規格の格付の様式に従い表示することとなります。

- 改正前のJAS法に基づく認定を受けている事業者で、認定機関名の併記されていないJASマークの包材がある場合、平成21年2月末日までに製造された製品に使用することができますが、新しい格付の表示に速やかに移行することが望まれます。

### 3 経過措置

#### ● 登録認定機関・登録外国認定機関

改正JAS法は平成18年3月1日から施行されますが、改正法に基づく登録認定機関等としての活動を希望する者は、前年の9月1日から登録の事前申請を行い、業務規程を届け出ることが可能です。

また、改正前法に基づく登録認定機関等の活動は、平成18年3月1日以降、その時点で未処分の申請の認定手続きのみ行えます。

#### ● 認定事業者

改正前法に基づく認定事業者の活動は、3年間の経過措置期間が認められていますが、平成21年3月1日以降は、自動的に認定は失効します。

したがって、改正前法に基づく認定事業者が改正法に基づく認定事業者へ速やかに移行することが望まれます。

#### ● 登録格付機関・登録外国格付機関

登録格付機関等による格付は、平成21年2月末日まで実施されますが、それ以降は廃止となりますのでご注意ください。

		H17.6.22 (公布日)	H17.9.1	H18.3.1 (施行日)	H21.3.1
登録認定 機関等	改正前法	改正前法に基づき認定業務を実施			〔 H18.3.1以降、未処分の申請のみ 〕 改正前法の下での認定手続きを行う
	改正法		事前登録申請受付	改正法に基づき登録認定機関として活動	
認定 事業者	改正前法	改正前法に基づき格付業務を実施			改正前法の規定に基づき格付業務を実施
	改正法				改正法に基づき認定を申請→格付業務を実施
登録格付 機関等	改正前法	改正前法に基づき格付業務を実施			改正前法の規定に基づき格付業務を実施

### 4 JAS制度についてのお問合せ先

#### ● 農林水産省 消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111(代)

ホームページ <http://www.maff.go.jp/soshiki/shokuhin/heya/jasindex.htm>

#### ● (独)農林水産消費技術センター

本部	TEL 048-600-2371	小樽センター	TEL 0134-33-5969
仙台センター	TEL 022-293-3972	横浜センター	TEL 045-201-7436
名古屋センター	TEL 052-232-2028	神戸センター	TEL 078-331-7662
岡山センター	TEL 086-222-7060	門司センター	TEL 093-321-2664

ホームページ <http://www.cfqics.go.jp>

#### ● 地方農政局表示・規格課及び地方農政事務所表示・規格課

発行/社団法人 日本農林規格協会 (JAS協会)

ホームページ <http://www.jasnet.or.jp>